

JMU対策連絡協議会が開催

11月6日に雇用部会、企業部会

～来年1月30日JMU従業員との面接会を決定～

JMU舞鶴事業所の造船建造が残り3隻となる中、11月6日府・市主催の「JMU対策連絡協議会」の雇用支援部会と企業支援部会が開催されました。

会議はいずれも舞鶴市役所で行われ、午後1時30分から始まった、7回目になる雇用支援部会では、JMUからの現況報告の後、10月3日に実施された「市外企業とJMU等従業員の面接会」の報告がありました。また、事務局から来年1月30日に4回目になる「面談

会」の開催が提案され、異議なく実施することが決まりました。

なお、この面接会については、既に会員企業に対して、舞鶴市から通知文書が発送されています。

続いて開かれた第3回企業支援部会では、府と市が行った、JMU関連企業の現況に関する説明とともに、商工会議所はもとより、関係の機関が危機感を共有し、総力を挙げて対応することを確認しました。

新型コロナで収入が減少した皆様へ

“固定資産税の軽減措置”のお知らせ

中小企業者等の中で、“新型コロナ”によって減収となった事業所について、要件が合致すれば令和3年度の1年間、「固定資産税」が軽減されます。

対象事業者 中小企業者等（法人・個人）

対象条件と軽減率

令和2年2月～10月の期間で、任意の連続する3か月間の売上高が前年同期比で、— ①30%～50%未満の減少の場合は1/2を軽減、②50%以上減少した場合は全額免除

軽減の対象資産

償却資産と事業用家屋（※土地は対象外）

手続きの方法

- (1) 所定の申告書に必要事項を記入し「認定経営革新等支援機関等(※)」に認定を受ける
- (2) (1)で認定を受けた申告書を舞鶴市税務課に提出

(期間は令和3年1月1日～1月31日)

- (3) 舞鶴市から固定資産税（令和3年度分）の軽減を受ける（4月1日付で納付通知書を送付されます）

申告書類

申告書は舞鶴市のホームページからダウンロードできます

(<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000007020.html>)

- (※) 舞鶴商工会議所のほか、市内金融機関、税理士等が認定支援機関になります。申告内容の認定については各機関に直接お尋ねください。

○問い合わせ 舞鶴市税務課 (Tel 66-1027)・舞鶴商工会議所 (Tel 62-4600)